

## 東邦大学理学部入学資格の出願資格審査要領

学校教育法施行規則第150条第7号により、本学理学部入学試験への出願を希望される方は、下記により出願資格審査を受けて下さい。

### 1. 入学資格の認定を申請できる者

高等学校段階を有する外国人学校のうち、修業年限が12年の外国人学校の卒業生又は卒業見込みの者について、次の各号に定める要件を満たしていること。

- (1) 2026（令和8）年3月31日までに満18才に達していること。
- (2) 高等学校に対応する3年に相当する学習歴を有する又は有する見込みであること。

### 2. 資格審査の対象となる試験

一般入試（A）、一般入試（B）、統一入試、  
共通テスト利用入試（前期／前期＋）、共通テスト利用入試（後期）

### 3. 申請の手続き

- (1) 申請期限 2025（令和7）年12月8日（月）までとする。（必着）
- (2) 審査の時期 申請のあった都度、随時行う。
- (3) 提出書類
  - ① 大学所定の「入学資格認定申請書」〈様式〉
  - ② 当該学校の「卒業（見込）証明書」
  - ③ 成績証明書
  - ④ 当該学校の教育内容を証明する書類
    - 1) 当該学校の概要がわかる「学校案内」等
    - 2) 当該学校の修業年限、授業科目、授業時間数、卒業要件が明記されている「学校規則」等
  - ⑤ その他本学が必要と認めたもの

### 4. 申請書の提出方法及び提出先

書留郵便で封筒に「大学入学資格審査申請書在中」と朱筆し、返信用封筒（長形3号、郵便番号・住所・氏名を明記し、簡易書留送料の切手添付※）を同封すること。

※460円分の切手をご用意ください。

提出先

〒274-8510 千葉県船橋市三山2-2-1

東邦大学習志野学事部入試広報課

電話 047-472-0666

### 5. 審査方法

申請者から提出された書類一式を審査する。場合によっては、面接を行う。

### 6. 審査結果の通知

審査の結果は、申請者に対し郵送により通知する。